

年 月 日

東京都知事 殿

## 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書

東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第3条に規定する交付対象者に該当するため、同要綱第11条に規定する支給方法について同意し、同要綱第4条の規定により以下のとおり申請します。

## 【1 申請の状況について】

次の3点を確認の上、□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従い、支給された給付金全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費のうち加算分（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

## 【2 対象となる生徒について】

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	—	都道 府県	市区 町村
保護者等の電話番号				
保護者等の 電子メールアドレス				
生徒が在学する 学校の名称等	立 年	月	学校 日入学	(課程・学科名) _____

## 委 任 状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、 \_\_\_\_\_ 年度東京都立高等学校等における給付型奨学金

に係る交付申請、請求及び受領その他一切の手続の権限を委任します。

年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_

委任者 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

**【3 保護者等の収入の状況について】** (1) 又は (2) のうち、該当する□にレ印を付けてください。

(1) 次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）又は課税証明書等（課税証明書、生活保護受給証明書等）を提出します。

提出書類	個人番号カード等	課税証明書等	
ア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>親権者（両親）2名分</b> 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等
ウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人（ ）名分</b> （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分</b> 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>主たる生計維持者1名分</b> ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>生徒本人</b> ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、都（道府県）民税所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等及び課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で都（道府県）民税所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	---

個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（前年の1月1日現在又は申請日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等の 年1月1日現在の市町村までの住所（※日本国内に住所を有していない場合は下段□にレ点を付けてください。）

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
<input type="checkbox"/> 年1月1日現在日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 年1月1日現在日本国内に住所を有していない。	

**【学校使用欄】**

(提出書類のチェック)

〈学校収受欄〉

- 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書（本様式）
- 収入に関する証明書
  - 個人番号カードの写し
  - 個人番号が記載された住民票の写し
  - 個人番号が記載された住民票記載事項証明書
  - 生活保護受給資格証明書
  - 申請する年度の前年度の住民税（非）課税証明書等
- 年 月 日付 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（初回時）又は収入状況届出書（2回目以降）
- 収入に関する証明書
  - 個人番号カードの写し
  - 個人番号が記載された住民票の写し
  - 個人番号が記載された住民票記載事項証明書
  - 生活保護受給資格証明書
  - 申請する年度の前年度の住民税（非）課税証明書等

学校番号	
授業料年度	
課程コード	
生徒マスター番号	

年 月 日

東京都知事 殿

## 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書（家計急変世帯）

東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第3条に規定する交付対象者に該当するため、同要綱第11条に規定する支給方法について同意し、同要綱第4条の規定により以下のとおり申請します。

## 【1 申請の状況について】

次の3点を確認の上、□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従い、支給された給付金全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費のうち加算分（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

## 【2 対象となる生徒について】

ふりがな					
生徒の氏名	姓			名	
生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日	
生徒の住所	〒	—	都道 府県	市区 町村	
保護者等の電話番号					
保護者等の 電子メールアドレス					
生徒が在学する 学校の名称等	立 年	月	学校 日入学	(課程・学科名)	_____

## 委 任 状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、 \_\_\_\_\_ 年度東京都立高等学校等における給付型奨学金

に係る交付申請、請求及び受領その他一切の手續の権限を委任します。

年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_

委任者 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

(裏面へ続く)

【3 保護者等の収入の状況について】アからカのうち、該当する□にレ印を付けてください。

次の者の収入状況等確認書類を提出します。

ア	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（(ア)又は(イ)のいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等
ウ	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（(ア)又は(イ)のいずれかの□にレ印を付けてください。） ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、都（道府県） 民税所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

※家計急変の状況が解消された場合（就職等）、申し出てください。

収入状況等確認書類を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄

氏名 (ふりがな)	生徒との 続柄	扶養親族 の人数

氏名 (ふりがな)	生徒との 続柄	扶養親族 の人数

【学校使用欄】

(提出書類のチェック)

〈学校収受欄〉

- 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書（家計急変世帯）（本様式）
- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
  - 離職票、雇用保険受給資格者証等、解雇通告書
  - 休業の案内、勤務日が激減したシフト表、家計急変前後の給与明細
  - その他（ ）
- 家計急変後の収入を証明する書類
  - 会社作成の給与見込
  - 直近の給与明細（3ヶ月分）
  - 税理士・公認会計士の作成した証明書類
  - その他（ ）
- 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
  - 扶養親族の記載された課税証明書（の写し）
  - 特別徴収税額通知書の写し
  - 住民税納税通知書の写し
  - 健康保険証の写し

学校番号	
授業料年度	
課程コード	
生徒マスター番号	

令和8年 4月 20日

東京都知事 殿

## 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書

東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第3条に規定する交付対象者に該当するため、同要綱第11条に規定する支給方法について同意し、同要綱第4条の規定により以下のとおり申請します。

## 【1 申請の状況について】

次の3点を確認の上、口にレ印を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従い、支給された給付金全額を即時返還します。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費のうち加算分（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

## 【2 対象となる生徒について】

ふりがな	とうきょう		たろう	
生徒の氏名	姓	東京	名	太郎
生徒の生年月日	昭和平成 22年 10月 23日			
生徒の住所	〒 163-8001 東京都 新宿 区 西新宿0-0-0-405			
保護者等の電話番号	090-1234-XXXX 正午から午後1時及び午後5時以降連絡可能			
保護者等の電子メールアドレス	ichirotokyo1234@xxxx.ne.jp			
生徒が在学する学校の名称等	東京都立 西新宿高等学校		（課程・ 全日制・普通科）	
	令和8年 4月 7日入学			

日中連絡可能な電話番号、メールアドレスを記入してください（複数可。）。  
電話番号は、時間帯が限定される場合は、日中連絡可能な時間帯の記載をお願いします。

「〇〇立〇〇学校長 学校長氏名」を記載

## 委任状

東京都立西新宿高等学校長

私は 西新宿 太郎 を代理人と定め、令和8年度東京都立高等学校等における給付型奨学金

に係る交付申請、請求及び受領その他一切の手續の権限を委任します。

令和8年 4月 日

原則として申請日と同日付

学校名 東京都立西新宿高等学校

委任者 生徒氏名 東京 太郎

保護者氏名 東京 一郎

【3 保護者等の収入の状況について】 (1) 又は (2) のうち、該当する□にレ印を付けてください。

(1) 次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）又は課税証明書等（課税証明書、生活保護受給証明書等）を提出します。

提出書類	個人番号カード等	課税証明書等	
ア	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等
ウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・生徒 ・入学 ・生徒 ・生徒
カ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒 ・親権者 ・未成年後見人

保護者の氏名を記入してください。

また、前年の1月1日現在又は申請日現在、生活保護法による生活保護（生活扶助）を受けている場合にはチェック欄にチェックしてください。

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（前年の1月1日現在又は申請日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で都（道府県）民税所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)とうきょう いちろう		(ふりがな)とうきょう はなこ	
東京 一郎	父	東京 花子	母
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等の 年1月1日現在の市町村までの住所（※日本国内に住所を有していない場合は下段□にレ点を付けてください。）

東京	都	道	新宿	市	区
<input type="checkbox"/> 年1月1日現在日本国内に住所を有していない。					

東京	都	道	新宿	市	区
<input type="checkbox"/> 年1月1日現在日本国内に住所を有していない。					

【学校使用欄】

(学校収受欄)

令和7年1月1日現在の保護者の居住地を記入してください。

学校に係る申請書（本様式）

<input type="checkbox"/> 個人番号カードの写し
<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し
<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 生活保護受給資格証明書
<input type="checkbox"/> 申請する年度の前年度の住民税（非）課税証明書等
<input type="checkbox"/> 年 月 日付 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（初回時）又は収入状況届出書（2回目以降）
<input type="checkbox"/> 収入に関する証明書
<input type="checkbox"/> 個人番号カードの写し
<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し
<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 生活保護受給資格証明書
<input type="checkbox"/> 申請する年度の前年度の住民税（非）課税証明書等

学校番号	
授業料年度	
課程コード	
生徒マスター番号	

令和8年 4月 20日

東京都知事 殿

## 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書（家計急変世帯）

東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第3条に規定する交付対象者に該当するため、同要綱第11条に規定する支給方法について同意し、同要綱第4条の規定により以下のとおり申請します。

## 【1 申請の状況について】

次の3点を確認の上、口にレ印を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従い、支給された給付金全額を即時返還します。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費のうち加算分（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

## 【2 対象となる生徒について】

ふりがな	とうきょう		たろう	
生徒の氏名	姓	東京	名	太郎
生徒の生年月日	昭和 平成 22年 10月 23日			
生徒の住所	〒 163-8001 東京 都道府県 新宿 市区町村 西新宿0-0-0-405			
保護者等の電話番号	090-1234-XXXX 正午から午後1時及び午後5時以降連絡可能			
保護者等の電子メールアドレス	ichirotokyo1234@xxxx.ne.jp			
生徒が在学する学校の名称等	東京都立 西新宿高等学校		（課程） 全日制・普通科	
	令和8年 4月 7日入学			

「〇〇立〇〇学校長 学校長氏名」を記載

任

日中連絡可能な電話番号、メールアドレスを記入してください（複数可。）。  
電話番号は、時間帯が限定される場合は、日中連絡可能な時間帯の記載をお願いします。

東京都立西新宿高等学校長

私は 西新宿 太郎 を代理人と定め、令和8年度東京都立高等学校等における給付型奨学金

に係る交付申請、請求及び受領その他一切の手續の権限を委任します。

令和8年 4月 日

原則として申請日と同日付

学校名 東京都立西新宿高等学校

委任者

生徒氏名

東京 太郎

保護者氏名

東京 一郎

(裏面へ続く)

【3 保護者等の収入の状況について】アからカのうち、該当する□にレ印を付けてください。

次の者の収入状況等確認書類を提出します。

ア	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（(ア)又は(イ)のいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等
ウ	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（(ア)又は(イ)のいずれかの□にレ印を付けてください。） ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人が存在せず、未成年であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、保護者の収入に依存するだけの収入を得ている場合 等

**保護者の氏名を記入してください。**

※家計急変の状況が解消された場合（就職等）、申し出てください。

収入状況等確認書類を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄

氏名 (ふりがな)	生徒との 続柄	扶養親族 の人数
とうきょう いちろう <b>東京 一郎</b>	父	3

氏名 (ふりがな)	生徒との 続柄	扶養親族 の人数
とうきょう はなこ <b>東京 花子</b>	母	0

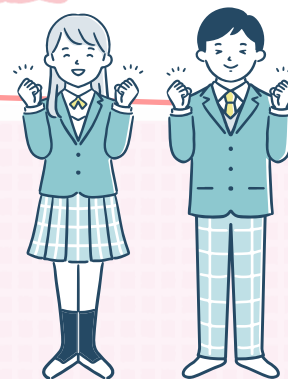
【学校使用欄】

〈学校収受欄〉

学校番号	
授業料年度	
課程コード	
生徒マスター番号	

**保護者が扶養する親族全員の人数を記入してください。**  
※控除対象配偶者も含まれます。

- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
  - 離職票、雇用保険受給資格者証等、解雇通告書
  - 休業の案内、勤務日が激減したシフト表、家計急変前後の給与明細
  - その他（ ）
- 家計急変後の収入を証明する書類
  - 会社作成の給与見込
  - 直近の給与明細（3ヶ月分）
  - 税理士・公認会計士の作成した証明書類
  - その他（ ）
- 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
  - 扶養親族の記載された課税証明書（の写し）
  - 特別徴収税額通知書の写し
  - 住民税納税通知書の写し
  - 健康保険証の写し

令和  
8年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度  
のご案内

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が学校の多様な教育活動に主体的に参加する機会を確保するため、必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

本制度の利用を希望される方は、提出期限までに、申請手続を行うようお願いします。

※ 「給付型奨学金」の申請をしない方は、申請手続は不要です。

※ 本制度は原則として、生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。

ただし、奨学金の交付手続中に発生した経費や交通費等に係る経費については、一時的に保護者が負担し、後日、負担した経費を金銭給付いたします。

## 1 支給対象となる生徒

次の対象世帯のいずれかに該当する生徒

支給対象世帯	年収目安	支給限度額
生活保護受給世帯又は 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯	約 270 万円未満	50,000 円
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が <b>182,500 円未満</b> の世帯	約 270 万円～ 約 <b>490万円</b> 未満	30,000 円

※ 1 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。

※ 2 **令和8年度から支給対象世帯を拡充しました。**記載の年収はあくまで目安であり、実際には扶養親族の人数の状況等により住民税所得割額が異なるため、**年収が490万円以上でも対象となる場合があります。**

※ 3 失職・倒産・傷病等の家計急変により保護者の収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、給付型奨学金の適用が受けられる場合があります。

※ 4 以下に該当する場合は支給対象となりません。

- ①休学又は留学の許可を受けている場合
- ②高等学校等を卒業又は修了したことがある場合
- ③措置費（見学旅行費又は特別育成費のうち加算分）が措置されている場合
- ④令和7年1月1日現在、保護者の一方でも海外在住等で、課税情報が取得できない場合



## 2 支給対象経費

1

学校行事に  
おける経費

- 修学旅行費（上限額あり） ● 校外学習費（上限額あり） ● 勉強合宿費
- 語学合宿費 ● 長期における実習先までの交通費 ● 介護実習費
- …他

2

学力向上に  
向けた経費

- 模擬試験受験料 ● 実力テスト受験料
- A O ・論文対策講座受講料 ● 大学実践模試受験料
- …他

3

検定試験経費

- 英語検定費 ● 漢字検定費 ● 簿記検定費
- 情報処理検定費 ● 秘書検定費 ● 色彩検定費
- …他

4

資格試験経費

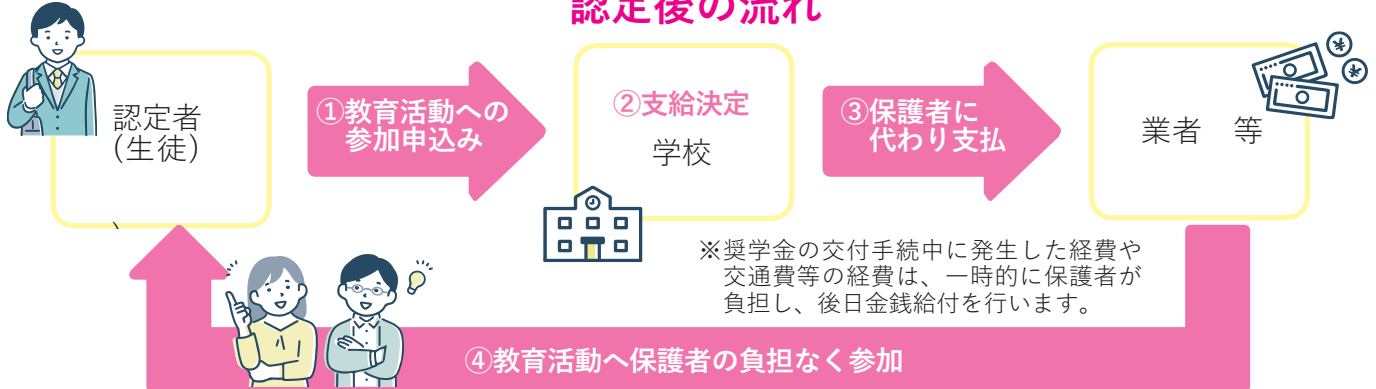
- 危険物取扱者取得費 ● 電気工事士資格費 ● ガス溶接技能講習費
- インテリアコーディネーター取得費 ● 自動車整備士取得費
- …他

※ 上記はあくまで一例です。詳細な支給対象経費については別添給付型奨学金対象経費一覧を確認してください。

### 3 申請について

- (1) 奨学金を申請される方は「4 申請に必要な書類」をご参照の上、東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書と対象世帯であることが分かる書類を提出してください。
- (2) その後、学校から認定結果に係る通知が届きます。認定された生徒は、**各学校が設定する支給対象経費に対して、支給限度額まで保護者の負担なく参加できます。**  
ただし、奨学金の交付手続中等、学校口座へ奨学金の入金がされるまでの間に経費が発生した場合や交通費等に係る経費は、一時的に保護者が負担し、後日金銭給付を行います。

#### 認定後の流れ



是非、積極的にご活用ください。

### 4 申請に必要な書類

#### 1 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書

#### 2 所得確認書類

次のいずれかを提出してください。

▷生活保護受給世帯

- ・生活保護受給証明書（親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内に発行のもの）

▷非課税世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が182,500円未満の世帯

- ・令和7年度住民税（非）課税証明書 ・令和7年度特別徴収税額通知書 ・令和7年度住民税納税通知書
- いずれかを保護者全員分提出してください。

※1 令和8年度の申請は全て令和7年度課税額で審査を行います。

※2 家計急変世帯については、必要な手続が上記と異なります。詳細については、下記問合せ先にご連絡ください。

### 5 提出期限・提出先等

提出期限

2026年5月29日までに学生提出してください。

※書類に不備があった場合に備え、早期にご提出ください。

提出先及び問合せ先

生徒が在学している国公立高等学校等の事務室

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎北側15階

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当

☎ 03(5320)7862（平日9:00～17:45）



別添 給付型奨学金対象経費一覧

〈対象経費の前提条件〉

原則現金給付にならない案件

(現金給付ができるのは、申請から予算が口座へ入金できるまでの立替払い分と、1-①、1-②及びコミュニケーションアシスト講座に係る交通費のみ)

1 在籍校の教育課程に基づく教育活動のうち生徒の選択により保護者等に負担が生ずる経費

項番	項目	内容	備考
1-①	長期就業訓練	・実習先までの交通費(実習期間1か月以上) ・実習先で必要な実習服等装備品、傷害・損害保険料	実習先までの交通費については原則定期券相当額とする。
1-②	インターンシップ	・実習先で必要な実習服等装備品、傷害・損害保険料 ・島しょ地区の高校が島しょ以外の都内においてインターンシップを実施する際にかかる船賃、宿泊費	
1-③	勉強合宿	夏季休業中等に実施する学力向上を目的とした合宿における現地までの交通費、宿泊費	現地集合、現地解散の場合交通費は給付対象外
1-④	語学合宿	夏季休業中等に実施する語学力向上を目的とした合宿における現地までの交通費、宿泊費	現地集合、現地解散の場合交通費は給付対象外
1-⑤	被災地合宿	被災地での支援活動、防災教育のための合宿における現地までの交通費、宿泊費	現地集合、現地解散の場合交通費は給付対象外

2 生徒が在籍校における学習成果を明らかにする等、希望する進路の実現に資するために必要な経費

項番	項目	内容	備考
2-①	資格取得費用	資格取得に要する講習経費、テキスト代、受験料	危険物取扱者、電気工事士、ガス溶接技能、インテリアコーディネーター等
2-②	検定試験費用	学校が教育活動として認める検定試験(大学入試英語成績提供システム対象可否を問わない。)のテキスト代、受験料	英語検定、漢字検定、簿記検定、情報処理検定、色彩検定等
2-③	模擬試験費用	学校が教育活動として認める模擬試験の受験料	実力テスト、小論文テスト等
2-④	論文講座等受講費用	推薦入試やAO入試対策の論文講座受講料	
2-⑤	学習コンテンツ利用料	成績処理や学力向上のための動画視聴などコンテンツ利用経費(スタディサプリ・Classi等)	通信料は対象外

3 その他、保護者が負担する経費のうち、学校の申告により都教育委員会が給付を認めた経費

項番	項目	内容	備考
3-①	ICT機器等高額な教具類	在籍校の教育活動における補習等で使用するICT機器等の購入費、リース料	タブレット端末等
3-②	教育課程外の経費	優れた成績により、学校の代表として全国大会に出場する教育課程外の活動において必要な旅費、宿泊費、参加費	数学オリンピック、全国物理コンテスト等
3-③	障害のある生徒の通学にかかる経費	特別支援学校から都立高校等に転学した生徒が通学のために必要な備品費	車いすに装着するフレキシブルアーム、音声時計、単眼鏡、白杖等
3-④	修学旅行費用	・定時制課程における修学旅行費用 ・全日制課程で実施する修学旅行経費の一部:給付限度額5万円の世帯は4万円、給付限度額3万円の世帯は3万円まで	修学旅行費用は、単一年度のみ給付可能
3-⑤	校外学習費用	・全日制芸術鑑賞教室等 ・教育課程内の校外学習に係る経費の一部:給付限度額5万円の世帯は5千円、給付限度額3万円の世帯は1万円まで	校外学習及び芸術鑑賞教室等併せての限度額
3-⑥	補助教材費用	・補助教材費用(学校が取りまとめを行い支出する補助教材のみ支給対象とし、教科書や、保護者が直接業者に支払う教材費は含まない。)	問題集・資料集等の冊子のみでなく、家庭科や美術の実習材料を含むただし、学校が取りまとめて支払う教科書代は対象外

3-⑦	教科活動費	・授業で使用する教材、教具、器具、道具、被服類 (他の項目(3-①、3-⑥等)に該当する経費を除く。また、学校が取りまとめを行い支出する経費のみ支給対象とし、教科書や、保護者が直接業者に支払う教材費は含まない。) ・実習等のための衛生検査費、保険料	
3-⑧	学校行事・儀式に要する費用	学習指導要領において「特別活動」の一つとされる学校行事(儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事)に参加するために必要な経費 (他の項目(3-④、3-⑤等)に該当する経費を除く。)	クラスTシャツ、鉢巻、ゼッケン、集合写真、参加費、入場料、コサージュ、記念品(卒業アルバム、文集、合唱コンクールDVD等)等
3-⑨	生徒活動関連経費	学校生活を送る上で必要となる身分証、通学証、校章・クラス章、連絡費、防犯・防災・救命費	生徒手帳、生徒の個人写真(受験用写真含む)、自転車通学証、自転車ステッカー、校章・クラス章、メール配信サービス、ロッカー鍵 等
3-⑩	その他	・定通演劇鑑賞教室における入場料等(現地までの交通費は対象外) ・TokyoGlobalGatewayの入場料 ・コミュニケーションアシスト講座に係る保険料及び交通費(島しょの学校の交通費については、都内を移動する際の交通費のみ支給する。)	

**【給付対象外経費】**

- ・通常公費から支出している経費
- ・塾等に通うための経費
- ・生徒が個人的に購入したテキスト等の経費
- ・その他補助金事業と重なる経費(グローバル10や被災生徒支援給付金が対象となる場合はそちらを優先してください)
- ・部活動に係る経費
- ・進路決定に直接関係する経費(大学入学共通テスト、大学・専門学校受験料等)
- ・日本スポーツ振興センター掛金
- ・同窓会費